

岐阜県立羽島高等学校 部活動方針

■目 標

部活動を通して心身の調和のとれた発達をはかり、社会的態度を育成するとともに、望ましい人間性を創造する。

1. 部活動により友情を深めるなど、望ましい人間関係を育成する。
2. 豊かな個性や情緒を育成する。
3. 余暇を善用する態度を育成する。
4. 専門的な技能の向上を図る。

■部の設置

運動部 10 部・文化部 5 部を設置。

全校生徒をできるだけ加入させる。但し、1 年生は全員加入とする。

1. 陸上競技
2. バスケットボール (男子)
3. 硬式野球
4. ソフトテニス
5. バレーボール (女子)
6. バドミントン
7. サッカー (男子)
8. 卓球
9. 柔道
10. 弓道
11. 科学
12. 放送
13. 文化創作 (書道・美術・茶華道)
14. 吹奏楽
15. Sクラブ

※ その他部に準ずるものとして、同好会を組織することができる。同好会は 10 人以上の人数をもって同好会承認願いを提出することができる。また、原則 1 年後以降に部活動承認願いを提出することができる。

■活動時間・休養日

生徒の心身共に健全な成長の一助とし、勉学と部活動の両立を図ることができるよう次のことを原則として練習を計画する。なお、次に記す活動時間とは準備・片付け・ウォーミングアップ・クーリングダウンの時間を除いた主たる練習時間である。

1. 授業日

16:45 終了とする。ただし、延長する場合は原則 18 時 15 分を上限とし、顧問が付き添う等、安全への配慮をし、活動時間を 2 時間程度とする。

2. 休・祝日

原則として 9 時～17 時の間で、活動時間を 3 時間程度、準備・片付け等を含み 5 時間程度とする。

3. 長期休暇中

原則として勤務日かつ顧問が付き添い指導できる日とする。また、夏季休業中には 10 日以上以上の活動しない日を設ける。

4. 考査期間中

考査時間割発表から考査終了まで活動を中止する。ただし、特別の場合は事前に考査期間活動許可願を提出し、校長の許可を得る。

- ※ 上記の他、1週間の内、平日1日、休日1日、合計2日の休養日を設けることを原則とするが、試合期や長期休暇中など、まとまった練習等の時間が必要になる場合には、超過した活動の日数や時間について休養日や時間を他の日に振り替える。その場合には週あたりの活動時間の上限を16時間未満とする。(公益財団法人日本スポーツ協会「ジュニア期におけるスポーツ活動に関する研究」より)
- ※ 競技特性から上記通りにならない場合には、心身の健康を損なうことがないよう該当部活動毎に月1回のストレスチェックによる健康チェックを行う。
- ※ 競技団体からの依頼で補助員や役員で参加する等の部単位で行動する場合については、すべて部の活動日、活動時間を含むものとする。

■体罰等の禁止

部活動は、自発的な活動の楽しみを基調とし、喜びを分かち合い、感動を共有し、きずなを深めることが可能であり、生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成することができる。

しかし、殴る、蹴るなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、更に、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツおよび文化的活動の価値を否定し、私たちのスポーツおよび文化的活動そのものを危機にさらすことになる。

以上のことから部活動顧問(社会人、外部指導者を含む)は、部活動の実施に当たっては、体罰・ハラスメント・不適切な発言等のない指導を改めて徹底する。

■安全配慮義務と緊急体制の整備

日頃から安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取り組みを行う。

また、緊急事態が生じた場合には別に定める「校内救急体制」に沿って速やかに対応する。

■保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、運営方針・年間計画・月間計画等を明確にし、保護者に示す。